

平成 30 年度実施方針

イノベーション推進部

1. 件名

AI システム共同開発支援事業

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第三号、第八号及び第九号

3. 背景及び目的

IoT (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能、ロボット等の第 4 次産業革命による技術革新では、様々な業種、企業、人、機械及びデータ等が繋がり、新たな付加価値や製品・サービスを創出するとともに、高齢化や環境問題等の社会課題を解決することが期待されている。

「第 5 期科学技術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定) では、目指すべき社会として「超スマート社会 (Society5.0) ^{*1}」と、その実現のため、様々な「もの」がネットワークを介して繋がり、それらが高度にシステム化されるとともに、複数の異なるシステムを連携協調させる必要性が挙げられており、その実現により、多種多様なデータを収集・解析し、連携協調したシステム間で横断的に活用出来ることで、新しい価値やサービスが次々と生まれてくるとしている。

また、「新産業構造ビジョン」(平成 29 年 5 月 30 日経済産業省発表) においては、この「超スマート社会 (Society5.0)」の実現に向けて、多様な人、組織、機械、技術、国家が繋がり、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していく産業の在り方として「Connected Industries」というコンセプトが提示され、この取組みの方向性として、「Connected Industries」東京イニシアティブ 2017 (平成 29 年 10 月 2 日経済産業省発表) において、「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」の 5 分野を重点取組分野として、取組みの加速化と政策資源の集中投入を図り、横断的な政策も推進することで、リアルデータを巡るグローバルな競争の中での我が国の勝ち筋を実現するとしている。

本事業は、こうした背景の下、上述の横断的な政策として、重点取組 5 分野におけるリアルデータを持つ事業会社と人工知能に関する先端的なソリューションや技術を持つ研究開発型ベンチャー (以下「AI ベンチャー」という。) との連携による AI システム開発を支援することで、日本が強みをもつ、現場のデバイスが分散協調的に動作するエッジヘビーコンピューティング等^{*2}による技術開発を促進する。また、本事業実施にあたって

はAIベンチャーの潜在力が十分に発揮出来る形で、グローバル展開を見据えたデータ連携・共同事業を加速するため、コンセプト検証から導入に向けた研究開発等を支援する。

※1 必要なもの・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会

※2 デバイスからネットワークを介したクラウド上での情報処理において、ネットワークを介することによる応答遅延や通信容量不足等の課題がある一方で、デバイスに近い場所（エッジ側）でデータを管理・処理することでリアルタイムの応答の実現、クラウドに上げるデータ量の削減等が期待されている。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

人工知能に係る技術を有し、「Connected Industries」において定められる重点取組5分野（「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」）において、事業会社と連携して人工知能を活用したシステム検証等を実施するとともに、事業化に向けた具体的な計画を持つ研究開発型ベンチャーに対して事業化のための支援として助成金を交付する。また、助成事業の実施に当たっては、各種専門家の派遣等による支援も実施する。

4. 2 事業方針

<助成要件>

(1) 対象事業者

日本に登記された法人であって、人工知能技術を有し、事業会社と連携して当該人工知能技術を用いたシステム検証等を実施する研究開発型ベンチャーとする。加えて、日本国内に本申請に係る主たる研究開発のための拠点を有し、助成事業終了後、事業化を主体的に実施する者とする。

(2) 対象研究開発テーマ

以下の要件を満たす事業とする。

- ①リアルデータ・フィールド等を持つ事業会社と人工知能に関する先端的なソリューションや技術を持つAIベンチャーとの連携によるAIシステム開発であること。
- ②事業会社と連携してシステム検証等を実施する研究開発分野は「Connected Industries」重点取組5分野（「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」）であること。
- ③本事業で開発等をするソリューションの横展開として、事業会社におけるシステム

導入にとどまらず、具体的な販売計画が計画されるなど、継続的に事業として成立することが見込まれる（3～5年間の事業計画を有すること。）とともに、グローバル展開を見据えた研究開発等であること。

（3）審査項目

- ①資格評価
- ②技術評価
- ③事業性評価
- ④政策との整合性評価

<助成条件>

（1）実施期間

1年以内

（2）規模・助成率

i）助成額

年間2億円以内

ii）助成率

2/3以内

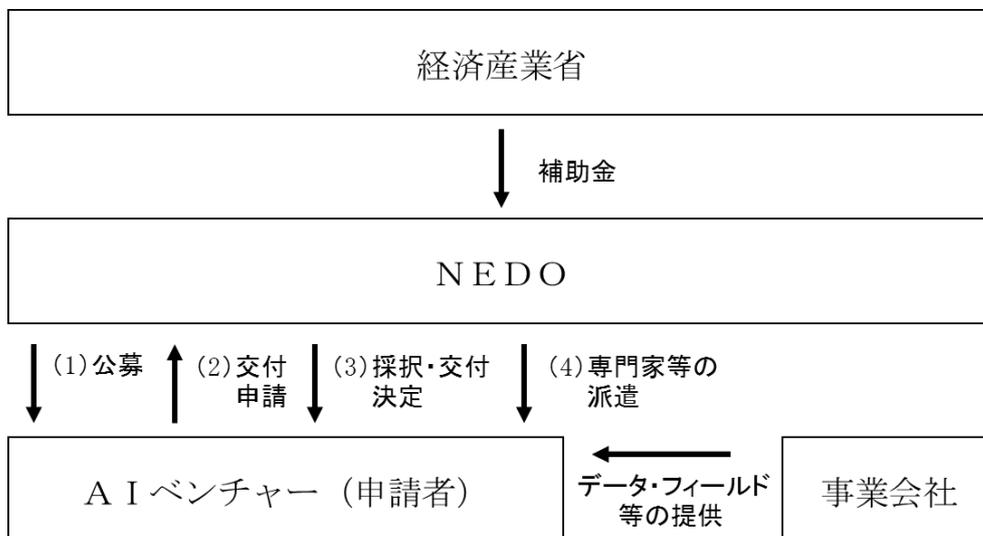
（3）本年度事業規模

約2,400百万円

事業規模については、変動があり得る。

5. 事業の実施方式

5. 1 実施スキーム



5. 2 公募

(1) 掲載する媒体

NEDOホームページ等で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

原則として、公募開始の1か月前にNEDOホームページで行う。

(3) 公募時期・公募回数

平成30年3月から4月に掛けて1回行う。

(4) 公募期間

30日間以上とする。

(5) 公募説明会

川崎、大阪で開催し、必要に応じて他都市でも実施する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て（必要に応じて面接等も実施）、契約・助成審査委員会により決定する。事前書面審査の実施者は公募時に公表し、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

原則 70 日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、テーマの名称等要を公表する。

6. その他重要項目

必要に応じて、関連分野における情報収集を実施するほか、情報発信や協業を促進することを目的にイベント等を開催する。

7. スケジュール

平成30年3月中旬	公募開始
平成30年3月中旬	公募説明会の開催
平成30年4月中旬	公募締切
平成30年5月中旬	契約・助成審査委員会
平成30年5月下旬	採択決定
平成30年6月中	交付決定

※時期は予定であり、前後する場合がある。

8. 実施方針の改定履歴

平成 30 年 1 月 19 日、制定